平成２１年（フ）第４３４号
和歌山県岩出市岡田35番地208号
債務者　井上　信子
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第４３５号
和歌山県橋本市高野口町伏原412番地の６
債務者　江崎美加子
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第４３７号
和歌山市井辺144番地の１　岡崎団地145号
債務者　石美　幸江
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第４４９号
和歌山市吉礼44－２　プロムナード菖蒲Ⅰ202号、住民票上の住所和歌山市三葛285番地の13
債務者　橋爪　義明
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第４５１号
和歌山市六十谷208番地の12
債務者　山本　敦司
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第４５３号
和歌山市内原937番地の６
債務者　北田　桂士
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第４５７号
和歌山県橋本市高野口町名古曽15番地の８
債務者　京谷　洋子
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第４５８号
和歌山市西庄155番地　西脇グリーン団地４棟１―105
債務者　吉成　繁年
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第４５９号
和歌山市西庄155番地　西脇グリーン団地４棟１―105
債務者　吉成　昭子
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第４６２号
和歌山県有田郡有田川町大字徳田1446番地
県営徳田団地１－３－７
債務者　大原　常好
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第４６３号
和歌山市東高松４丁目４番36号　野田ハイツ
債務者　土居ふみゑ（旧姓元平）
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第４６４号
和歌山市鳴神640番地の１　鳴神第３団地８－１号
債務者　中居　秋子
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第４６７号
和歌山県有田市初島町浜1608番地45
債務者　竹柴　忠司
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第４６８号
和歌山県海南市下津町小松原2100番地４
債務者　岡室　幸代
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第４７４号
和歌山県橋本市高野口町向島205番地
債務者　堀内　節子
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第４７５号
和歌山県紀の川市花野492番地３
債務者　客出　栄子
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第４７６号
和歌山県有田市箕島183番地
債務者　上山　　誠
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第４７７号
和歌山市梅原275番地の30
債務者　宮本　亜季
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係